



2024年2月28日

各 位

会 社 名 株式会社正興電機製作所
代 表 者 名 代表取締役社長 添田 英俊
(コード番号:6653 東証プライム・福証)
問 合 せ 先 取締役経営統括本部長 田 中 勉
(TEL 092-473-8831)

監査等委員会設置会社への移行等に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年12月22日に開示いたしましたとおり、監査等委員会設置会社に移行する方針であります。これに伴い、本日開催の取締役会において、2024年3月27日開催予定の第120回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行後の役員の異動等につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員の異動等に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 定款変更の目的

(1) 当社は、取締役会における審議の充実化と監督機能のさらなる強化、ならびに経営に関する意思決定・業務執行の迅速化を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等を行うものであります。

(2) 上記の各変更に伴う条数の修正およびその他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年3月27日(水)(予定)

定款変更の効力発生日 2024年3月27日(水)(予定)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
<p>第1条 (商号) 当社は株式会社正興電機製作所と称し、英文ではSEIKO ELECTRIC CO., LTD. と表示する。</p> <p>第2条 (目的) 当社は次の各号の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電気機械器具の製作及び販売 2. 電子機械器具の製作及び販売 3. ソフトウェアの製作及び販売 4. 電気機械器具の設置工事 5. 電気工事 6. 前各号に関連する一切の業務 <p>第3条 (本店) 当社は本店を福岡市に置く。</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 <p>第5条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (商号) 当社は、<u>株式会社正興電機製作所</u>と称し、英文ではSEIKO ELECTRIC CO., LTD. と表示する。</p> <p>第2条 (目的) 当社は、<u>次</u>の各号の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電気機械器具の製作<u>および</u>販売 2. 電子機械器具の製作<u>および</u>販売 3. ソフトウェアの製作<u>および</u>販売 4. 電気機械器具の設置工事 5. 電気工事 6. 前各号に関連する一切の業務 <p>第3条 (本店) 当社は、<u>本店</u>を福岡市に置く。</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) <u>3. 会計監査人</u> <p>第5条 (現行どおり)</p>
第2章 株式	第2章 株式
<p>第6条 (条文省略)</p> <p><u>第7条 (自己の株式の取得)</u> <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第10条 (条文省略)</p> <p>第11条 (株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第9条 (現行どおり)</p> <p>第10条 (株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>において定める株式取扱規程による。</p>

現行定款	変更案
<p>第 12 条 (株主名簿管理人) (条文省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>第 11 条 (株主名簿管理人) (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>第 3 章 株主総会</p>	<p>第 3 章 株主総会</p>
<p>第 13 条～第 18 条 (条文省略)</p>	<p>第 12 条～第 17 条 (現行どおり)</p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>
<p>第 19 条 (員数) 当社の取締役は、12 名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 18 条 (員数) 当社の取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> は、12 名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p>
<p>第 20 条 (選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>第 19 条 (選任方法) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>第 21 条 (任期) 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 20 条 (任期) 取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p><u>2. 増員のため選任された取締役、または任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第 22 条 (代表取締役、役付取締役および執行役員) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>4. (条文省略)</p>	<p>第 21 条 (代表取締役、役付取締役および執行役員) 取締役会は、その決議によって <u>取締役 (監査等委員である者を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第 23 条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 22 条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員</u>である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第 24 条 (招集及び議長) (条文省略)</p>	<p>第 23 条 (招集および議長) (現行どおり)</p>
<p>第 25 条 (招集通知) 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対し会日より 5 日前に発するものとする。但し緊急を要する場合には更にこの期間を短縮することができる。</p>	<p>第 24 条 (招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日より 5 日前に発するものとする。ただし、緊急を要する場合には更にこの期間を短縮することができる。</p>
<p>2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第 26 条 (条文省略)</p>	<p>第 25 条 (現行どおり)</p>
<p>第 27 条 (相談役、顧問) 取締役会の決議により相談役及び顧問若干名を置くことができる。</p>	<p>第 26 条 (相談役、顧問) <u>当会社は、取締役会の決議により相談役および顧問若干名を置くことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 27 条 (重要な業務執行の決定の委任) <u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 28 条 (取締役会規則) <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>
<p>第 28 条 (取締役の責任免除) (条文省略) 2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 29 条 (取締役の責任免除) (現行どおり) 2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (<u>業務執行取締役等を除く。</u>) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>第 29 条 (員数) <u>当会社の監査役は、4 名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>第 30 条 (選任方法)</u> <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第 31 条 (任期)</u> <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第 32 条 (常勤の監査役)</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p><u>第 30 条 (常勤の監査等委員)</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p><u>第 33 条 (報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第 34 条 (招集及び議長)</u> <u>監査役会は、監査役会であらかじめ定めた監査役が招集し、議長となる。但し他の監査役が招集することを妨げない。</u></p>	(削除)
<p><u>第 35 条 (招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は各監査役に対し会日より 5 日前に発するものとする。但し緊急を要する場合には更にこの期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p><u>第 31 条 (招集通知)</u> <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日より 5 日前に発するものとする。ただし、緊急を要する場合には更にこの期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p><u>第 36 条 (監査役の責任免除)</u> <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></u></p>	(削除)
<p>(新設)</p>	<p><u>第 32 条 (監査等委員会規則)</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="379 152 552 185">第6章 計算</p> <p data-bbox="150 226 531 259">第37条～第38条（条文省略）</p> <p data-bbox="150 300 571 405">第39条（剰余金の配当の基準日） （条文省略） （新設）</p> <p data-bbox="150 445 780 512">2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を することができる。</p> <p data-bbox="150 553 403 586">第40条（中間配当）</p> <p data-bbox="150 589 780 694">当社は、取締役会の決議によって、毎年6月 30日を基準日として中間配当をすることができ る。</p> <p data-bbox="150 734 416 768">第41条（条文省略）</p> <p data-bbox="165 842 245 875">（新設）</p>	<p data-bbox="1038 152 1211 185">第6章 計算</p> <p data-bbox="807 226 1219 259">第33条～第34条（現行どおり）</p> <p data-bbox="807 300 1230 367">第35条（剰余金の配当の基準日） （現行どおり）</p> <p data-bbox="807 369 1442 436">2. 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日 とする。</p> <p data-bbox="807 439 1442 506">3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当 をすることができる。</p> <p data-bbox="823 553 903 586">（削除）</p> <p data-bbox="807 734 1104 768">第36条（現行どおり）</p> <p data-bbox="823 842 903 875">（附則）</p> <p data-bbox="807 878 1442 1126">1. 当社は、会社法第426条第1項の規定によ り、第120回定時株主総会において決議された監 査等委員会設置会社への移行に関する定款一部変 更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者 を含む。）の行為に関し、任務を怠ったことによる 損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会 の決議によって免除することができる。</p> <p data-bbox="807 1128 1442 1377">2. 当社は、会社法第427条第1項の規定によ り、第120回定時株主総会において決議された監 査等委員会設置会社への移行に関する定款一部変 更の効力が生ずる前の社外監査役（社外監査役で あった者を含む。）の行為に関し、任務を怠ったこ とによる損害賠償責任を限定する契約について は、なお、従前の例による。</p>